**大阪市環境局　家庭系ごみ収集輸送事業 改革プラン2.0　進捗状況**

|  | ｼｰﾄ№ | 事項 | 担当課 | 取組の方向性 | 目標 | 令和３年度　取組（□で記載）・成果（■で記載） | 今後の取組 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　経費の削減 | １ | 民間委託の拡大 | 経営改革担当事業管理課家庭ごみ減量課 | ◇ 官と民の役割分担を明確にしながら、職員の減員数に合わせ、民間委託化を拡大していく。◇ 環境事業センターの統廃合計画も勘案しながら、行政が維持する「普通ごみ収集業務」「地域連携業務」「管理・監督業務」を除き、業務区分単位により展開していく。◇ 今後、資源ごみ・容器包装プラスチック収集を優先的に民間委託化する。 | 2020(令和２)年度　　東南センター（約25名）2021(令和３)年度　　東北・西北センター（約70名）2022(令和４)年度　　西南センター（約45名）※職員の減員等の状況に応じて、前倒し | □ 行政が維持する「普通ごみ収集業務」「地域連携業務」「管理・監督業務」を除く業務（資源ごみ収集・容器包装プラスチック収集、古紙・衣類収集）について、民間委託化することとし、職員の減員数に合わせて資源ごみ・容器包装プラスチック収集の民間委託化を拡大した。■ 令和３年度については、東北環境事業センター（淀川区・東淀川区）及び西北環境事業センター（福島区・此花区・西淀川区）の資源ごみ・容器包装プラスチック収集を民間委託した。 | ◇ 令和４年度も、退職等により生じた職員の減員数に合わせ、民間委託化を拡大する。（計画していた西南環境事業センター（住之江区・住吉区）に加え、南部環境事業センター（阿倍野区・西成区）の資源ごみ・容器包装プラスチック収集を民間委託） |
| ２ | 委託事業者の育成 | 事業管理課家庭ごみ減量課契約管財担当 | ◇ 今後、民間委託化を拡大する中で、経費削減効果の観点から、作業計画の自由度は一定認めながら、市民サービスの維持・向上をめざした取組を行う。◇ 官と民の役割分担を明確化し、相互に競争と連携を構築できている環境事業センターもあり、そうした相乗効果が発現できる関係を構築する。 | 〇 委託事業者が収集作業を実施する際の基本となる仕様書や収集運搬マニュアル等を直営作業と同水準以上に見直し、次の契約更新のタイミングから適用していく。〇 粗雑履行等を続ける委託事業者に対し、入札参加資格条件を含めたペナルティの検討を行う。 | □ 粗大ごみ収集の検収業務について見直しを図り、普通ごみ、資源ごみ・容器包装プラスチック収集の検収業務との平準化の検討を進めた。■ 令和４年度から見直しを図る粗大ごみ収集の検収業務について、マニュアルを改訂し、事業者及び職員への説明を行った。 | ◇ 左記をもとに、粗雑履行等が目立つ事業者に対するペナルティ等について、引き続き検討を行う。◇ 見直しを行った粗大ごみ収集の検収業務により、直営実施時と同水準に委託事業者の育成を図る。 |
| ３ | 環境事業センターの統廃合 | 事業管理課契約管財担当施設管理課経営改革担当 | ◇ 民間委託の拡大を図りつつ、次の①～④を勘案しながら、環境事業センターの配置を適正化（統廃合）し、経費の削減を図りつつ、継続した事業運営のために建物更新を進める。①施設の余剰　②施設の老朽度　③輸送効率④災害時対応◇ 環境事業センターについて、輸送効率を勘案した地域割りを行うなど、所管地域の見直しを図る。 | 〇 災害時対応に加え、輸送効率も考慮した、環境事業センターの適正配置に向けて、この３年間で、２環境事業センターの廃止に着手（北部環境事業センター及び大規模震災時に浸水の可能性が高い市域の西側にある環境事業センターのうち１つ）する。 | □ 市域の西側にある西北、西部、南部、西南の４環境事業センターのうち、廃止する１環境事業センターについて、輸送効率、大規模地震による被害想定、跡地活用の３つの観点から検討した。■ 市域の西側にある西北、西部、南部、西南の４環境事業センターのうち、西部環境事業センターを廃止する方針を決定した。 | ◇ 西部環境事業センターが所管する西区・港区・大正区については、輸送効率を考慮し、西区・港区は西北環境事業センターの所管に、大正区は南部環境事業センターの所管とする環境事業センターの統廃合を行うこととし、職員や機材の受け入れ等、統廃合に向けた具体的な検討を引き続き行う。◇ 西部環境事業センター廃止の時期については、統合先の南部環境事業センターでの大規模改修後を予定とし、具体的な時期について改修計画等をふまえて決定していく。 |
| ４ | 事業の継続性の確保 | 事業管理課施設管理課経営改革担当 | ◇ 将来的なリスク負担の軽減を図るとともに、環境事業センターの統廃合により、大規模修繕等を行う経費を減らしていく。◇ 再編後の戦略的な維持管理を行っていくため、LCC（Life cycle cost＝ライフ・サイクル・コスト）の観点から大規模修繕等にかかる負担の平準化を図る。◇ 環境事業センターの統廃合により不要となった施設・建物を売却処分や貸付することで、大規模修繕等の財源に充当していく。 | 〇 災害対策に加え、輸送効率も考慮した、環境事業センターの適正配置に向けて、この３年間で、２環境事業センターの廃止に着手（北部環境事業センター及び大規模震災時に浸水の可能性が高い市域の西側にある環境事業センターのうち１つ）する。（再掲）〇 今後の環境事業センター大規模修繕等計画を、詳細に設計する。 | □ 今後の各環境事業センター大規模修繕等に向けて、築年数が最も経過している南部環境事業センターの大規模修繕等の整備手法について、現有設備や機能、台風・震災・津波等の自然災害による被害想定等を考慮のうえ検討を進めた。■ 付帯施設を含む南部環境事業センターの施設整備の基本的な方向性を決定した。 | ◇ 環境事業センターの統廃合により不要となった土地、施設を売却処分や貸付することで、大規模修繕等の財源に充当する。◇ 環境事業センターの統廃合を踏まえつつ、全体的な大規模修繕等計画を検討、策定する。◇ 南部環境事業センターの施設整備の具体化に向け、関係部局と調整、検討を進めていく。 |
| ５ | 作業遅延の解消に向けた取組の実施 | 事業管理課家庭ごみ減量課職員課 | ◇ 次の取組を行い、トライ＆エラーで改善していくことで、常態化する作業遅延の解消を図る。① 運行管理システムを活用しながら、収集コースの設定等の見直しを行う。② 大阪広域環境施設組合とも連携しながら、搬入先の輻輳緩和に向けた取組を行う。③ 各環境事業センターの所管行政区にこだわらない、輸送効率を最優先した作業行程の見直しを行う。 | 〇 小型車（２トン車）が、勤務時間を超えて帰庫する全車両に対する割合について、進捗管理を行いながら、次のとおり削減する。2020(令和２)年度　▲５％　 （2019(令和元)年度比）2021(令和３)年度　▲７.５％（2019(令和元)年度比）2022(令和４)年度　▲１０％ （2019(令和元)年度比）※小型車（２トン車）が勤務時間を超えて帰庫する全車両に対する割合（2019(令和元)年度７～９月（平均）)：14.2％ | □ 更新車両の大型化により、作業の効率化を図った。□ 一部の環境事業センターにおいて、大幅な作業計画（収集コース等）の見直しを図った。■ 勤務時間を超えて帰庫する小型車（２トン車）の割合を削減した。　 令和３年度　▲７．７％（令和元年度比）■ 令和３年７月に、午前収集地域を拡大したことにより、７・８月は帰庫時間の遅れが見られたものの、改善傾向にある。 | ◇ 引き続き、運行管理システムを活用しながら、収集コースの見直しを行う。◇ 普通ごみの午前収集地域の拡大とも合わせて、取組を進める。 |
| ２　市民サービスの向上 | ６ | 普通ごみ午前収集の試行実施 | 事業管理課 | ◇ 午前中に収集するエリアを段階的に拡大しながら、一部の環境事業センターで試行実施することとし、その課題を検証しながら、ごみ減量の進展も見つつ、市域全域に拡大していくことをめざす。 | ① 課題を検証するため、２環境事業センターにおいて試行実施する。② 普通ごみの午前収集エリアを、現在の約45％から55％以上に、段階的に拡大する。 | □ 普通ごみ午前収集拡大のための取組については、「シートNo.７」に記載。■ 普通ごみの午前収集地域が64％まで拡大した。 | ◇ ２環境事業センターにおいて普通ごみの午前収集を試行実施したが、今後行政が維持する普通ごみ収集業務以外の民間委託の拡大と関連するため、「シートNo.１　民間委託の拡大」とも合わせて検討する。 |
| ７ | 普通ごみ午前収集拡大のための取組 | 事業管理課 | ◇ 大阪広域環境施設組合とも連携しながら、処理施設（工場・中継地）の輻輳緩和など、更なる輸送効率の改善に向けて、中継作業の拡大や差替作業等の取組を行う。◇ 職員の勤務時間の割り付けなど、柔軟な勤務態様の検討を行い、関係先とも調整していく。 | ① 隣接する環境事業センター間での中継作業の実施、未利用地の活用や軽四輪車にとどまらない、小型プレスダンプ車の中継作業も視野に、更なる中継作業の拡大手法を検討し、実施する。② 運行管理システムを活用しながら、午前の収集作業における差替作業（車両の乗換）を実施する。 | □ 令和３年７月から、環境事業センターに所属する一部職員の勤務開始時間を30分前倒しし、８時からの勤務に変更するとともに、家庭ごみの排出時間を午前の収集地域は８時30分まで、午後の収集地域は12時30分までに変更した。□ ＩＣＴ戦略室と連携、調整を図り、令和３年７月から局ホームページに「大阪市ごみ収集マップ」を作成し、地域ごとの収集時間帯（午前・午後）を案内、周知した。また、ごみ分別アプリ「さんあ～る」においても同様に案内、周知した。□ さらに令和４年１月からは、収集時間帯を「概ね２時間程度の幅」で案内、周知し、ごみの排出から収集までの時間を短縮した。■ 職員の勤務時間及び家庭ごみの排出時間変更により、普通ごみの午前収集実施地域が64％まで拡大した。 | ◇ 中継作業の拡大や差替作業の手法等について、引き続き検討、実施する。 |
| ８ | 家庭系ごみ減量の推進 | 家庭ごみ減量課 | ◇ 古紙・衣類のコミュニティ回収は順次拡大してきているが、その進み具合に行政区間で差があることから、実施団体数拡大に向けて、継続的に働きかけを行うとともに、特に実施が進まない地域に対するその原因に応じた方法を工夫し、拡大推進に繋げる。◇ 合わせて、新たなペットボトルリサイクルシステムとして構築したコミュニティ回収についても、実施団体数の拡大をめざす。◇ 食品ロス削減につながる「フードドライブ」について、国や他都市などの動向を見ながら、その仕組みを構築する。 | ① コミュニティ回収の実施団体数を次のとおり拡大する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 2020(R2)年度 | 2021(R3)年度 | 2022(R4)年度 |
| 古紙・衣類 | 130団体 | 160団体 | 200団体 |
| ペットボトル | 49団体 | 98団体 | 164団体 |

② 食品ロス削減につながる「フードドライブ」について、現在一部地域やイベント等で受付しているが、国の動向を見ながら、全市的に拡大するため、その仕組みを 検討する。 | □ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、コミュニティ回収の新規実施に関する説明会等の開催が困難な時期もあったが、地域への働きかけを再開し、実施団体拡大に向けて取組を進めた。□ 古紙・衣類のコミュニティ回収における市況悪化リスクを低減させるため、収集を担う事業者に対する新たな支援制度の創設に向けて、取組を進め、古紙・衣類のコミュニティ回収の収集を担う再生資源事業者に対する支援制度を構築した。□ ペットボトル回収・リサイクルシステムの拡大に関する区役所等への協力依頼や地域への働きかけに取り組んだ。□ フードドライブについては、公共施設でのごみ減量・３Ｒに関する啓発相談コーナーの開催時（定期開催・月１回）に一部区役所で実施した。□ 令和３年度、店舗等で定期的に食品を回収してくれる２事業者と「フードドライブ回収事業にかかる協定」を締結し、スーパーマーケット等民間施設でのフードドライブを25か所で実施した。■ コミュニティ回収実施団体数については、古紙・衣類113団体、ペットボトル79団体（合意形成含む）まで拡大した。■ フードドライブの実施区については、令和２年度の10区から19区に増加した。 | ◇ コミュニティ回収実施団体数については、引き続き、実施地域の拡大に向けて取組を進める。◇ フードドライブの全区実施に向けて取組を進める。 |
| ９ | 福祉的サービスの拡充 | 事業管理課 | ◇ 今後、福祉的サービスの需要がさらに高まることが予想され、市民ニーズに応じた新たなサービスの提供について検討する。 | 〇 ふれあい収集を通じて実施できる新たな付加サービスについて検討するとともに、特に粗大ごみのふれあい収集について、その需要に応じた柔軟な仕組みづくりを行う。 | □ 環境事業センター間で差が生じていた粗大ごみのふれあい収集の対応件数をルール化し、整理を図った。■ センター間で差が生じている粗大ごみのふれあい収集の受付から収集までの期間の平準化、対応件数の増加をめざして、令和３年度からの収集体制の整備を図った。■ 粗大ごみのふれあい収集について、受付から収集までの期間を平準化するとともに、対応件数も増加している。 | ◇ 新たな体制のもと、粗大ごみのふれあい収集対応件数の増加と収集間隔の平準化に取り組む。◇ 新たな付加サービスについても引き続き検討する。 |
| 10 | まち美化の推進 | 事業管理課（まち美化担当） | ◇ からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化防止対策として、2019(令和元)年12月に条例を改正・施行しており、その取組を進めていく。◇ “国際観光都市”を見据えたまちの美化対策を充実する必要があり、また、近年大きな環境問題として取り上げられている「海洋プラスチック問題」にも効果が期待できる、不法投棄・散乱ごみ対策を充実する。 | 〇 「からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化防止対策」「不法投棄対策」「散乱ごみ対策の拡充」に対応可能な体制を整備する。 | □ 各環境事業センターへ散乱ごみ対策に対する職員（再任用を含む）を新たに配置し、ポイ捨て等の現認指導をはじめ、啓発やパトロールを実施する体制を整備する方向で検討を進めた。□ ＪＲ我孫子町駅周辺のはと・からすのふん尿等による道路の汚損状況等について、住吉区役所とも連携しながら、西南環境事業センターにおいて巡回チェックを実施した。■ からす被害によるごみの散乱防止のため、普通ごみの午前収集地域を64％まで拡大した。 | ◇ 令和７年度の大阪・関西万博の開催に向け、引き続き“まちの美化”の取組を検討、実施する。◇ ＪＲ我孫子町駅周辺のはと・からすのふん尿等による道路の汚損状況等について、引き続き、住吉区役所とも連携しながら、西南環境事業センターにおいて巡回チェックを実施するとともに、地域の状況を注視しながら、道路の汚損状況に応じて手掃き清掃等の対応も行っていく。 |
| 11 | 公務上交通事故の削減目標 | 職員課事業管理課 | ◇ 公務上交通事故“０”（人身事故の撲滅）をめざし、引き続き取組を進める。 | 〇 公務上の交通事故の削減目標を“０”（人身事故の撲滅）をめざす。　 2020(令和２)年度　　12件以下（人身事故０）　 2021(令和３)年度　　６件以下 （人身事故０）　 2022(令和４)年度　　０件 （人身事故０）※ 2019(令和元)年12月末時点：17件 | □ ドライブレコーダーに加えて運行管理システムに地点登録イベントの機能を追加し、運転映像の確認と改善指導の取組を強化した。□ その他の各種取組については、「シート№12」に記載■ 上記取組による運転の改善を図ったことで、事故発生件数は26件となり、前年度から削減できたが、令和３年度の目標達成には至らなかった。 | ◇ 引き続き取組を強化し、最終年度の目標達成をめざす。 |
| ２　市民サービスの向上 | 12 | 公務上の交通事故の削減のための取組 | 職員課事業管理課 | ◇ 改革プランで実施してきた取組を継続し、さらに精度をあげながら、実施していく。 | 〇 この間の取組を継続しながら、その手法をさらにブラッシュアップしていくこととし、ルールを守らないことによって生じる交通事故を削減させるため、定められた手順を遵守徹底することで、公務上交通事故の発生件数を削減していく。 | □ ドライブレコーダーの映像確認の取組から、運行管理システムに新たに追加した機能（交通事故発生リスクの抑制等を目的とした地点登録イベント機能）を活用した効率的、かつ効果的な映像確認の取組への移行を試行的に運用した。■ ドライブレコーダー及び地点登録イベントの活用強化、外部機関による運転研修を拡大することにより運転の改善を進め、事故発生件数は26件となり、前年度から削減したものの、令和３年度の目標達成には至らなかった。 | ◇ ドライブレコーダー等の映像確認及び研修等による運転指導を強化し、運転改善による交通事故の発生抑制を図る。 |
| 13 | これまでの教訓を活かした災害への準備 | 総務課職員課事業管理課 | ◇ 大型台風や他都市への災害応援の経験を活かし、激甚化する様々な自然災害への対応を常日頃から検討し、準備を行う。① 実際に起こったことを想定した避難訓練を実施する。② 地域・区役所との合同防災訓練を実施しながら、そこで得られたアイデアを参考に、逐次業務マニュアル等を見直していく。③ 2018(平成30)年に襲来した台風21号の経験により判明した不足している備品等を買い揃える。④ 災害時に必要と思われる資格等について、職員に対し業務として取得させるほか、災害時対応を視野に入れた人事配置を検討する。 | ○ 市内で発生する様々な自然災害に対し、迅速・柔軟な廃棄物処理対応を実施できる体制の確立をめざす。 | □ 各環境事業センターにおいて、応急手当普及員を講師とする普通救命講習を実施し、部門監理主任以上の職員の受講を進めた。□ 普通救命講習の開催に必要な備品等の充実を図った。■ 区役所との合同防災訓練については、令和２年度に54回、令和３年度に48回実施した。■ 災害時のごみ収集に必要となる備品等の充実を図った。■ 「ＡＥＤの使い方」を含む心肺蘇生法を指導する「応急手当普及員」講習への地域担当技能統括主任等の受講を進め、各環境事業センター１～２名ずつ計15名が同講習を受講した。■ 各環境事業センターにおいて、「応急手当普及員」講習を受講した地域担当技能統括主任等により、普通救命講習を実施した。（全センターで78名が受講済み） | ◇ 引き続き、地域・区役所と連携を図りながら、マニュアルや備品等を逐次点検・精査する。◇ 全職員の応急手当講習受講を順次進める。 |
| 14 | 各種情報発信の創意工夫 | 総務課経営改革担当 | ◇ 環境・廃棄物行政の地域におけるコントロールタワーとして、区役所と連携しながら、地域から必要とされる「環境事業センター」へ転身するため、ごみ減量だけではなく、防災、福祉といった地域連携に関連するものを一つのパッケージにして、引き続き市民の理解・協力を求めていく。◇ ごみ分別アプリ「さんあ～る」の積極的な利用をＰＲするとともに、そのコンテンツについても工夫するなど、ＩＣＴを積極的に活用していく。◇ 高齢者や外国人にも理解できる内容等となるよう、特に複雑化するごみの分別方法の情報発信を工夫する。 | ○ 最新のＩＣＴ機器や技術を活用し、市民にわかりやすく迅速に情報伝達する仕組みを構築する。 | □ ＩＣＴ戦略室と連携、調整を図り、令和３年７月から局ホームページに「大阪市ごみ収集マップ」を作成し、地域ごとの収集時間帯（午前・午後）を案内、周知した。また、ごみ分別アプリ「さんあ～る」においても同様に案内、周知した。（再掲）□ さらに令和４年１月からは、収集時間帯を「概ね２時間程度の幅」で案内、周知した。（再掲）□ 環境局YouTube（コンテンツ）の魅力向上を図る取組のひとつとして、南部環境事業センター整備担当と連携しながら、ごみ収集車両にかかる動画を作成・公開した。■ ＩＣＴを活用した新たなイベントとして「ごみ減量フェスティバル ｏｎ Ｗｅｂ（2020、2021）」や「ＥＣＯ縁日（2020、2021）」を実施、イベント開催に係る広報媒体として各種ＳＮＳを活用し、広く情報発信した。■ 掲載動画本数を増やすなど、ＹｏｕＴｕｂｅのコンテンツを強化し、各種ＳＮＳのフォロワー、チャンネル登録者数が増加した。 | ◇ 各部署において魅力的なコンテンツ（動画や画像など）を作成し、さまざまなツールでの発信を強化する。 |
| ３　経営形態の | 15 | 安定的かつ効率的な、ごみ焼却処分事業との一体的運営手法の検討 | 経営改革担当 | ◇ 独自収益がない「収集⇒輸送」業務単独では、新たな民間化手法は望みにくいなどから、検討当初の「収集運搬と処理処分を一体的に取り扱うことが望ましい」との基本的な考え方のもと、安定的かつ効率的な、ごみ焼却処分事業との一体的運営手法について検討していく。 | 〇 さらなる効率化と安定した事業運営をめざし、新たな民間化手法も含めて、ごみ焼却処分事業との一体的運営手法を検討していく。 | □ 一体的運営によるメリットを検討するとともに、焼却処分事業との一体的運営の対象とすべき業務、また一体的運営を行う場合に必要となる準備、コストなどの検討を行った。■ 民間委託化の拡大はもとより、さらなる効率化と安定した事業運営をめざすため、家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態について、「収集運搬と処理処分を一体的に取り扱うことが望ましい」との基本的な考え方のもと、長期的な視野にたって検討を進めてきた。 | ◇ さらなる効率化と安定した事業運営が両立できる経営形態について、計画当初と状況が変化したことを踏まえ、あらためて、他都市事例等も参考に、ごみ焼却処分事業との一体的運営手法も含め検討する。 |
| 検討等 | 16 | ＩＣＴの活用策について、調査・研究 | 事業管理課経営改革担当 | ◇ タイムリーかつスピーディな情報収集による徹底した作業管理を実践するために導入した運行管理システム（ＧＰＳ車載器を含む）について、新たな分野での活用策を検討する。（参考）すでに追加した機能・ メール送受信機能（事務所⇔車両）・ 地図表示機能（ＡＥＤ設置場所・災害避難場所）・ 災害発生通知機能 | 〇 運行管理システム（ＧＰＳ車載器を含む）の機能を活かすことができる分野を引き続き調査・研究し、機能追加していく。 | □ 「概ね２時間程度の幅」での収集時間帯の案内、周知に運行管理システムの蓄積データを活用した。■ 運行管理システムの蓄積データを活用し、令和４年１月から収集時間帯を「概ね２時間程度の幅」で案内、周知した。（再掲） | ◇ 運行管理システムに新たに追加した機能（交通事故発生リスクの抑制等を目的とした地点登録イベント機能）を本格運用することで、交通事故防止の強化を図る。◇ 引き続き他社製品との比較や、他の研究機関との連携などにより、今後のシステム改善や次期導入等の参考とする。 |
| ４　改革の徹底 | 17 | 改革検討委員会の実施 | 事業管理課 | ◇ 改革検討委員会のもとに、部会を設置し、取組を行う。◇ 「自律した環境事業センター」をめざし、必要な仕組みを構築する。◇ 局長等と環境事業センターによる意見交換会を上半期・下半期で実施するなどで、ボトムアップを図っていく。 | 〇 環境事業センター改革検討委員会を四半期ごとに開催し、各種の取組状況を把握しながら、組織の活性化を図るなど、改革実現のための取組を継続する。〇 各環境事業センターでの自主的な取組や服務規律の確保が図られる体制を確立する。 | □ 四半期ごとに改革検討委員会を開催するほか、改革検討委員会の傘下に改革検証部会を設置し、改革プラン2.0に掲げる目標達成に向けた各種取組について、検討・議論を進めた。■ 当初計画どおり、改革を実現する取組を継続するため、ＰＤＣＡサイクルを徹底した。■ 各センターとの意見交換会における議論を踏まえて目標達成に向けて取り組んだ。 | ◇ 引き続き、改革プラン2.0の目標達成に向けてＰＤＣＡサイクルの徹底を図っていく。◇ 各環境事業センターの改革プロジェクトチームを活用しながら取組を推進する。 |
| 18 | 運営評価の継続実施 | 事業管理課 | ◇ 改革実現のためのツールとして、継続的に取組を実施することにより、明らかになった課題に対し、環境事業センターが自主的に改善に取り組むことで、運営の質的向上をめざす。 | 〇 環境事業センター全体の運営の質的向上を図るため、継続的な評価結果（点数）の引き上げを行っていく。〇 毎年度上半期に運営評価を実施し、下半期に評価結果を公表する等の取組を行う。 | □ 令和３年10月　中間とりまとめ（９月末時点）□ 令和４年２月　評価結果公表□ 令和４年３月　総合点上位４センター（同順位（第３位）２センター）を表彰■ 当初予定どおり実施することができた。■ 運営評価は６年目を迎え、各センターにその趣旨が十分に浸透し、前年度の評価結果で明らかになった課題の改善が図られるなど、着実に取組が進められており、センター業務の質的向上が図られてきた。 | ◇ 改革実現のためのツールとして、自律した環境事業センターに向けて、評価方法や基準を見直しながら、継続的に取組を実施する。 |